

# 官報号外

昭和五十八年四月十九日

## ○第九十八回会衆議院会議録 第十七号

昭和五十八年四月十九日(火曜日)

○議長(福田一君) 午後一時四分開議

午後一時開議

昭和五十八年四月十九日(火曜日)

午後一時開議

午後一時開議

第一 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第二 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第五 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第七 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第八 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第九 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第十 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第十一 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第十二 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第十三 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第十四 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第十五 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第十六 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第十七 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第十八 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第十九 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第二十 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第二十一 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第二十二 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第二十三 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第二十四 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

第二十五 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)

農林水産大臣、國土計画官とすること。  
第二に、都道府県は、開発指針に基づいて開発計画を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。  
開発計画においては、高度技術に立脚した工業用地等の施設の整備に関する事項等を定めること。  
第三に、工業開発に必要な業務を行う者に対する特別の配慮について定めること。  
負担金を支出した場合の損金算入の特例、固定資産税の不均一課税に伴う補てん措置、施設整備等に対する国及び地方公共団体の援助、地方債発行等であります。

本案は、去る四月六日当委員会に付託され、四月十二日山中通商大臣から提案理由の説明を聴取し、以来慎重に審査を重ね、四月十五日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕

○登坂重次郎君登壇  
〔登坂重次郎君登壇〕  
○議長(福田一君) 日程第一、高度技術工業集積地域開発促進法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長登坂重次郎君。

〔本号末尾に掲載〕

○登坂重次郎君登壇  
〔登坂重次郎君登壇〕  
○議長(福田一君) たゞいま議題となりました高度技術工業集積地域開発促進法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における内外の経済環境の変化のもとで、高度な技術力を有する工業の新たな展開が要請されている状況にかんがみ、特定の地域について高度技術に立脚した工業開発を促進しようとするものであります。一般にテクノロジス法とも言われているものであります。

その主な内容は、第一に、主務大臣は、高度技術に立脚した工業開発に関する開発指針を定め、これを公表しなければならないこと。

なお、主務大臣は、通商産業大臣、建設大臣、

農林水産省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔橋口隆君登壇〕

○橋口隆君登壇  
〔橋口隆君登壇〕

本案は、農業に関する技術上の基礎的調査研究の一層の推進を図るため、農林水産省の附属機関として、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所を設置し、これに伴い農業技術研究所及び植物バイオ研究所を廃止しようとするものであります。

本案は、一月二十八日本委員会に付託され、三月三日金子農林水産大臣より提案理由の説明を聴取し、四月十二日質疑に入り、十五日に質疑を終了し、討論を行い、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) この際、内閣提出、臨時行政改革推進審議会設置法案について、趣旨の説明を求める。國務大臣齊藤邦吉君。

〔國務大臣齊藤邦吉君登壇〕

○國務大臣(齊藤邦吉君) たゞいま議題となりました臨時行政改革推進審議会設置法案につきまし



総理は、同じ集会での発言で、太平洋戦争に閑  
し、日本の戦争責任を覆い隠し、日本を被害国、  
不運に遭遇した国だと強調しております。すなわ  
ち、日本が大東亜戦争という大きな災難に遭い、  
敗戦の屈辱を迎えたと述べておられます。  
また同時に、大東亜戦争によって植民地は全部解  
放され、インドネシアも独立したことを強調して  
いるのであります。

太平洋戦争の基本的性質は、日本の軍部の走る、これに追随した政府が戦争を引き起こし、他国を侵略して、他国と自国の国民に多大の被害を及ぼしたことになります。こうした軍隊と政府の出現を阻止できなかつたことをわれわれは痛感し、過ちを繰り返さないよう、今日の憲法を国民が歓迎したのであります。わが国の防衛問題を扱う場合は、この觀点を原点としなければなりません。

総理の軍事力増強路線の背景には、太平洋戦争に対する誤った認識があるのでないかと、この発言を通してうかがわれるのです。東南アジアの諸国が教科書の問題で指摘したのも、この点ではありませんか。総理の御認識のほどを承りたいのであります。(拍手)

(議長退席 副議長着席)

可能であるなど、大衆増税へ次々に布石をしいてゐるではありませんか。

総理初め自民党が行おうとしている衆参同時選挙の大きなねらいに、この大型間接税の導入があることも問題にしなければなりません。衆参同時選挙を行えば、少なくとも三年間は国政選挙、統一地方選舉を実施しないで済むわけがありますから、この間に国民の反対を押し切つて大衆増税を導入しようとする意図をお持ちなのではないでしょうか。

行政改革で国民に総がまんをさせた上で、財政再建もできず、大型間接税を導入するというのでは、中曾根内閣は国民にすべての犠牲を負わせるだけで、国民を欺瞞することになるではありませんか。総理の率直な見解を乗りたいと思います。

第四は、臨時行政改革推進審議会の性格についてであります。

自民党政府は、これまで第二臨調を財界本位の行政改革を強行するための隠れみのとして利用してきました。政府は、臨調の答申を金科玉条、にしきの御旗として、国会での十分な審議を経ることなく、国民犠牲の行政改革を断行してきたのであります。これは行政権の專横であり、立法院の権限を軽視したものと言わなければなりません。

臨調を利用した政府の行政改革は、福祉、年金、教育費の切り詰めに統いて、国民の足を奪うことになる国鉄再建監理委員会法案の成立を図るうとしているところにもあります。住民の生活に重大な影響を及ぼす国鉄の問題は、臨調答申を機械的に実施するのではなく、国民の足を守ることを基本に据えて、国民の英知を集めた十分な国審議によつてその再建の方途を確立すべきであります。

今度設置されようとしている臨時行政改革推進審議会が第二臨調と同じような非民主的役割りを果たし、また政府がそのように利用しないといいう保証は全くないのであります。中曾根内閣のもとではむしろその危険性が強まってゐると言わなければなりません。

加えて、推進審議会の委員の構成の問題があります。第一臨調の委員の中に、その答申によつて

最も犠牲と負担を負わされている老人、婦人、障害者、過疎地住民などの代表者が一人でも入っておいたであります。第一臨調の委員の多くは財界の代表によって占められました。財界の意向が答中に強く反映し、苦しめられる国民の声は届いていなかつたのであります。提出された法律案により設置されるとしている審議会の委員の構成も、第二臨調のそれと同様になるのではないかとも危惧を持つのは私だけではありません。

総理は、両議院の同意を得て任命するとされてゐる推進審議会の委員の選出について、第二臨調の反省の上に立つてどのように考えておられるか御見解をお伺いしたいと思ひます。

最後に、国民のための行政改革を進める上で、基本的な前提条件である国民の政治に対する信頼度をどう回復するかについて触れないわけにはいきません。

かかる行政改革も国民の納得と協力なしに進

に尊重すると申し上げてきておるのでございまして、そのような考えに一貫してまいるつもりでございます。

政府といたしましても、今後とも各方面の御意見等をも聴取しつつ、簡素で効率的な行政改革の実現に、最大限努力してまいります。

ただいま、いわゆる答申に基づく新行革大綱を策定すべく努力しておる最中でございます。

次に、昨年五月、私がある集会で発言したことについて御質問がございましたが、主権在民の国家におきましては、国民の力がすべての原動力であります。この国民の力が国をつくる力であり、それが憲法をつくり、憲法を守り、憲法を改正する原動力であります。このような意味の民族的、国民的エネルギーを最大限に尊重するということは政治においても必要であり、それは行政改革を行ふ力と共通しておる力である、そういうことを申し上げた次第であります。

進されることはできません。そのためには清潔な政治を表現することが大前提とはお考えになりますか。汚職に対する政治的責任を国民の前に明らかにすることが緊急の課題であります。(いま)日本の国民の最大の関心は、日本社会党を始め野党が一致して求めていたる田中角栄君の議員辞職勧告に関する決議案の取り扱いであります。

総理、あなたは総裁として深く田中角栄君の議員辞職勧告に関する決議案に賛成すべきではありませんか。政界の浄化と国民の信頼を回復するための残された唯一の道であることを強く主張し私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣中曾根康弘君登壇〕

○内閣総理大臣(中曾根康弘君) 山花議員の御質問にお答えをいたします。

まず、第二臨調答申を白紙に戻せ、そういう御質問でございますが、白紙に戻す考えはございません。

臨時行政調査会は、国民的見地に立った幅広い人材によって構成されておるものでございまして、この委員会は国民の圧倒的御支持を得ているものと考えております。このような委員会によつてつくられました答申は、私たちはこれを最大限

次に、太平洋戦争について御指摘がございまして、過般の太平洋戦争は、はなはだ遺憾な戦争であったと思います。国民に対し大きな慘害を与えた周辺諸国等につきましても多くの御迷惑をおかけした戦争でございまして、このような戦争は二度と繰り返してはならないと考えております。そして、太平洋戦争については、外国からは侵略戦争であるという厳しい批判を受けておるのでございまして、われわれは、このようない判について耳を傾けて改心しなければならないと考えております。

次に、東南アジア諸国に対して軍事大国への危惧はないかという御質問でございますが、わが国の防衛政策は、ここで一貫して申し上げておりますように、平和憲法のもとに専守防衛に徹しまして、非核三原則を守り、個別の自衛権の範囲内で防衛力を整備しようとするものでございまして、このような考え方では、逐次東南アジア諸国についても御理解を得つつある次第であり、今回、ASEAN諸国訪問につきましても、この点について御理解を得るよう努力してまいります。

次に、大衆増税、大型間接税について御質問がございましたが、「増税なき財政再建」を行うこと

五一

は、われわれの行政改革の一貫した理念でございます。大型間接税の導入については、具体的な検討もしておらなければ、指示もしておりません。

各層の御理解と御支援を得て居るものと考えております。大企業擁護、国民生活圧迫、こういう御批判は当たらないものと考えております。

取しながら、簡素、効率的な行政の実現を目指して最大限の努力を払う所存であります。

お答えがありましたとおり、法案が成立した段階で決定すべき問題であります。国民各層からうなづかこの審議会の重要な任務にふさわしい学識経験者を選任するよう心がけてまいりたいと考えてお

ります。(拍手)  
○副議長(岡田春夫君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(岡田春夫君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後一時三十六分散会

出席國務大臣  
内閣總理大臣 中曾根康弘君

農林水産大臣 金子 岩三君  
通商産業大臣 山中 貞則君  
國務大臣 斎藤 郷吉君

## ○語彙を省略した議論の難點

(報告書及び文書受領)  
一、去る十五日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

林業基本法第九条第一項の規定に基づく昭和五  
十七年度林業の動向に関する年次報告

十八年度において講じようとする林業施策についての文書



六号)第六条第二項の規定により、政令で定める地方公共団体が、製造の事業を営む者であつて第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画に係る地域において高度技術の利用による製品の開発若しくは生産に係る試験研究又は高度技術に係る改良、考案若しくは発明に係る試験研究の用に供する設備を新設し、又は増設したものについて、当該設備のうち自治省令で定める機械その他の償却資産に該当するものに対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかるわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(その措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(その措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国庫の援助等)

二 地方公共団体は、第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画の達成に資するための施設の整備に努め、及び当該開発計画の実施に必要な事業を行う者等に対する技術的な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

三 地方公共団体が第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画を達成するために行う事業に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(農地法等の許可)

四 國の行政機関の長又は都道府県知事は、第五条第五項の規定による承認を受けた開発計画に係る地域内の土地を当該開発計画で定める

施設の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による計画その他の処分を求められたときは、当該開発計画で定める高度技術に立脚した工業開発が促進されるよう配慮するものとする。

## 附 則

## (施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## (建設省設置法の一部改正)

二 建設省設置法(昭和二十三年法律第二百三号)の一部を次のよう改めてする。

第三条第一号の三を同条第一号の四とし、同条第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第二百三号)の施行に

関する事務を管理すること。

第四条第三項中「第一号の三」を「第一号の四」に改める。

第九条の二中「同条第一号の三」を「同条第一号の四」に改める。

(国土土設置法の一部改正)

三 國土土設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改めてする。

第四条第一十一号の次に次の二号を加える。

二十一の二 高度技術工業集積地域開発促進法(昭和五十八年法律第二百三号)の施行に関する事務を処理すること。

第五条第七項中「同条第二十二号」を「同条第二十一号の二に規定する事務、同条第二十二号」に改める。

四 開発指針

理由

最近における内外の経済的環境の変化の下での地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展のため、工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺以外の特定の地域において国民の需要に即応した高度な技術力を有する工業の新たな開発が要請されている状況にかんがみ、これらの地域について、高度技術に立脚した工業開発を促進するために必要な措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 目的

工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域以外の特定の地域について高度技術に立脚した工業開発を促進することにより、当該特定の地域及びその周辺の地域の経済の発達を図り、もつて地域住民の生活の向上と国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。

二 定義

「高度技術に立脚した工業開発」とは、立地している企業についての高度技術の開発を行う企業への成長又は高度技術を製品の開発、生産に利用する企業への成長を図る措置及び高度技術の開発を行う企業の立地の促進を図る措置を講ずることにより進められる工業の開発をいう。

三 地域

高度技術に立脚した工業開発を促進する措置は、工業の集積の程度が著しく高い地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であること等一定の要件に該当する地域について講じられるものとする。

四 開発指針

主務大臣(通商産業大臣、建設大臣、農林水産大臣、国土土長官)は、自治大臣その他

ための開発指針、開発計画の樹立等の措置を定めるとともに、その円滑な実施のために必要な業務の運営、施設の整備等につき所要の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 高度技術工業集積地域開発促進法案(内閣提出)に関する報告書

関係行政機関の長に協議して、都道府県が作成する開発計画の指針となるべき開発指針を定め、公表しなければならない。

## 5 開発計画

(1) 都道府県は、関係市町村に協議して、開発計画を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

(2) 開発計画には、高度技術に立脚した工業開発を行おうとする地域について定め、工業開発の目標、工業開発に必要な業務を行なう者及びその業務の運営に関する事項、工場用地、工業用水道、住宅、住宅用地及び道路の整備に関する事項、施設整備に必要な土地の確保に関する農用地の整備に関する事項等の大綱について定めることとする。

## 6

(3) 主務大臣は、開発計画が開発指針に適合する等適切なものであると認めるときは、その承認をするものとする。その際、当該開発計画について自治大臣の意見を聽くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

## 7 固定資産税の不均一課税

地方公共団体が、承認を受けた開発計画に係る地域において試験研究の用に供する設備を新增設した製造の事業を営む者について、その試験研究に係る機械その他の償却資産に資するため、必要な施設の整備及び技術的助言、指導その他の援助の実施に努め

## 8

り補てんするものとする。

## 9

国及び地方公共団体は、開発計画の達成

## 10

に資するため、必要な施設の整備及び技術的助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

## 11

地方公共団体が開発計画を達成するため



昭和五十八年四月十九日 衆議院会議録第十七号

明治二十五年三月三十日  
郵便物記可日

発行所

東京都千代田区虎ノ門二丁目二番四号  
大藏省印刷局

電話 東京 321-5111(大内) 105

一定価一〇円

五二二